

公取協相談窓口からのお知らせ

## 軽未使用車の広告の「格安価格」や「購入プレゼント」にご用心

— パック商品の購入が条件、広告掲載車はプレゼント対象外！！ —

軽自動車の「届出済未使用車」の販売について、広告において「格安価格を表示しているが、実際には高額なパック商品を購入しなければ販売しない、または、言葉巧みに購入させる」、また、「購入者にオプションをプレゼントする旨を表示しながら、実際には広告に掲載した車両はプレゼントの対象外」など、消費者をだますような表示や販売行為が行われているケースが見られます。

消費者の皆さんは、悪質な販売店の広告表示やセールストークにだまされることのないよう、以下の事例を参考に、十分注意して下さい。

### 1. 表示した価格で販売しない

＜チラシ広告＞

届出済未使用車  
日替目玉車10連発！

69.8万円 79.8万円

69.8万円なら安いから買おうかな…

ところが店に行ってみると・・・

20万円の乗出し  
パックの購入が条件  
となります

乗出しパックを購入  
いただくことになり  
ます。社内のルール  
ですので…

**問題点** パック商品の購入が条件であると説明し、強制的に購入させている

**問題点** パック商品の購入が条件であるかのように説明し、半ば強制的に購入させている

### 消費者の皆さんへのアドバイス

69.8万円で未使用車を販売する旨を表示していますので、営業担当者に強く勧められたとしても、パック商品を購入する必要はありません。

### 広告表示も問題です！

パック商品付でないで販売しないにもかかわらず、パック商品を含まない価格を表示している場合は、不当表示に該当します。

## 2. あたかもパック商品がお得であるかのように説明



パックの方がいろいろ入ってるし、個別に買うより10万円も安いからお得かも…

### 店の説明を聞いてみると・・・

[店頭での説明用ツール]

付属品・諸費用一覧		乗出しパック内訳
70マツト	7万円	70マツト・ドア・イザ-・届出手続代行費用・自賠責未経過相当額・メンテナンスパック・納車点検費用・クリーニング費用 パックの方が断然お得! <b>20万円!!</b>
ドア・イザ-	4万円	
届出手続代行費用	8万円	
自賠責未経過相当額	2万円	
メンテナンスパック	9万円	
<b>合計 30万円</b>		
【個別に購入する場合】		【パックで購入する場合】



個別に購入するよりも、パックの方が10万円もお得ですよ!

パックなら納車点検費用やクリーニング費用も含まれていますので断然お得ですよ!



#### 問題点

ウソ（販売した実績のない）の価格と比較し、パック商品がお得であるかのように説明し、購入させている

#### 問題点

購入者が支払う必要のない費用を必要であるかのように説明し、言葉巧みに購入させている

### 消費者の皆さんへのアドバイス

「納車点検費用」や「クリーニング費用」がパックに含まれていますが、納車前の点検やクリーニングは販売店が当然行うべき作業であることから、その費用を支払う必要はありません。また、販売した実績のない価格と比較し、パック商品の方がお得とは当然いえません。

届出手続代行費用の額は、販売店により異なります。車両の価格だけに目を向けるのではなく、代行費用の額も含め、比較検討しましょう。

#### ツールの表示も問題です!

販売した実績のない価格を比較対照価格として、あたかもパック商品がお得であるかのように説明する行為は不当表示に該当します。

### 3. まやかしの「オプションプレゼント」



こんなにプレゼントが  
もらえるならお得  
かも…

<チラシ広告>

届出済未使用車を  
ご成約のお客様全員に  
3大プレゼント！！

カーナビ! ETC! スタッドレス!



ところが店に行ってみると…



掲載車両はプレゼント  
対象外なんですよ

問題点

掲載車両がプレゼント対象車であるかのように表示している

クルマと同時にパック  
商品を購入いただいた  
お客様にプレゼント  
しているんですよ



問題点

車両を購入すればプレゼントが  
もらえるかのように表示している

当店での取付けが条件と  
なっておりまして、取付  
工賃として別途8万円  
いただきます



問題点

カーナビ等はプレゼントするが、  
高額な取付費用を請求している

#### 消費者の皆さんへのアドバイス

消費者をだますような表示やごまかすような説明をする販売店は信用できませんので購入するのは避けるべきです。きちんと表示、説明するお店で購入しましょう！

#### 広告表示も問題です！

プレゼントを受けるには条件があるにもかかわらず、それらを隠す（表示しない）行為は不当表示に該当します。

プレゼントをもらうための条件がある場合、対象車両を明確化し、パック商品の購入が条件であることや、取付工賃が発生すること等を表示する必要があります。